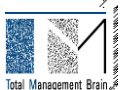


TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 6 月 20 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 尾崎 正和
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケイ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

太陽光発電の買取価格引下げとグリーン投資税制の変遷

1. 太陽光発電の買取価格の引下げ

① 固定価格買取制度

固定価格買取制度は、再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定の期間、同じ金額で買い取ることを国が保証する制度で、平成 24 年度にスタートしました。国の認定を受けた「認定発電設備」が買取りの対象になっていました。この買取りに要する費用は、「再生可能エネルギー賦課金」として家庭や企業の電気料金に上乗せされています。この再生可能エネルギー賦課金の負担は、平成 28 年度が 1kWh あたり 2.25 円で、制度が始まった平成 24 年度の 10 倍に増加しました。

② 買取価格の引下げの推移

太陽光発電の普及のため、買取価格は高めに設定されていました。しかし、国の想定を超えて太陽光の普及が急速に進んだ結果、一般家庭に転嫁される賦課金の負担が重くなり過ぎています。この事態を受けて、経済産業省の調達価格等算定委員会において、平成 31 年度を目途に、買取価格を家庭用電気料金の水準を目標に引き下げるべきとの指摘が出ました。買取価格が家庭用電気料金を上回る現在の状態では、太陽光発電による電力は自家消費せずに全量売電し、自身が使う電力は電力会社から購入することにより儲かることになります。この状態を解消し、生産した電力の自家消費を促進するためには、買取価格を家庭用電気料金と同等の水準まで引き下げるよう提言がありました。

【太陽光発電の買取価格の推移 (1kWh あたり)】

	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	31 年(目標)
家庭向け	42 円	38 円	37 円	35 円	33 円	24 円?
企業向け	40 円	36 円	32 円	29 円	24 円	18 円?

2. グリーン投資税制の変遷

① グリーン投資税制の概要

平成 23 年度税制改正においてグリーン投資税制(エネルギー環境負荷低減推進税制)が創設されました。一定の要件のもとで、エネルギー環境負荷低減推進設備の取得価額の 30%特別償却又は 7%税額控除(中小企業のみ)が認められます。

※個人の場合、太陽光発電設備については、その売電収入が事業所得に該当する場合のみグリーン投資税制の対象になります。一般家庭向けや不動産所得に該当する場合は対象になりません。

なお、一定の要件を満たす太陽光発電設備と風力発電設備についてはその取得価額を取得時に全額償却できる即時償却が認められていましたが、太陽光発電は平成 27 年 3 月 31 日までに取得した設備、風力発電は平成 28 年 3 月 31 日までに取得した設備でこの即時償却の適用期限は終了しています。

② グリーン投資税制の変遷

平成 28 年度税制改正において、グリーン投資税制の対象設備が次のように変更されました。

【対象設備の主な変更点】 ※平成 28 年 4 月 1 日以降取得分から変更

- ・太陽光発電設備 (10kW 以上に限る) …認定発電設備⇒認定外発電設備 (自家発電を含む)
- ・風力発電設備 (1 万 kW 以上に限る) …認定発電設備⇒認定外発電設備 (自家発電を含む)
- ・水熱利用設備、雪氷熱利用設備⇒除外
- ・地熱発電設備 (1,000kW 以上に限る) 及び下水熱利用設備 (管内設置型) ⇒追加

認定発電設備は固定価格買取制度の対象になる設備です。太陽光発電設備のうち認定発電設備は、買取価格が低下するうえ、平成 28 年 4 月 1 日以降取得のものはグリーン投資税制の対象からも外れています。新たに対象となる出力 10kW 以上の認定外発電設備は、自社の工場で消費する電力を自給するために設置する太陽光発電設備などが該当します。また水熱利用設備・雪氷熱利用設備は対象から除外され、その一方で、出力 1,000kW 以上の地熱発電設備と下水熱利用設備 (管内設置型) は新たに対象に加えられました。

エネルギー政策は毎年毎年大きく変更されており、以前の情報で判断するととんでもない結果になります。しっかり確認したうえでご決断下さい。迷われることがございましたらいつでもご相談下さいませ。